

波佐見町公告第11号

波佐見農業振興地域整備計画（一部変更案）の縦覧について（公告）

波佐見農業振興地域整備計画を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次により縦覧に供する。

なお、当町の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について町に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和6年2月27日

波佐見町長 前川 芳徳



1 農業振興地域整備計画変更案の縦覧期間

自 令和6年2月28日

至 令和6年3月28日

2 農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所

波佐見町役場農林課 波佐見町宿郷660番地